



飛驒市臨時記者会見

日時 令和2年7月14日(火) 15時00分から
場所 飛驒市役所西庁舎 2階 情報発信室

- 1 令和2年度 飛驒市一般会計予算(補正第4号)の概要
- 2 飛驒市新型コロナウイルス感染症緊急対策(第7弾)
- 3 その他

令和 2 年度
飛驒市一般会計予算（補正第 4 号）の概要



7月補正予算（一般会計補正第4号）のポイント

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染防止における外出自粛の段階的な緩和から徐々に経済活動が回復している中で、バス・タクシーや仕出し、宴会、酒小売業など需要回復の兆しがみえない業種について「誰一人取り残さない」という考えのもと、新型コロナウイルス緊急対策第7弾として既存施策の期間延長や要件を緩和するほか、きめ細かい新規施策を複層的に講じ、すみやかに対処してまいります。このほか、令和2年5月24日に神岡町船津地内で発生した合併後最大規模となった建物火災の復興にかかる施策や被災者の生活再建に向けた支援を講じるための経費等をあわせ、総額7千4百万円を追加し、補正後の予算額は213億3千8百万円（前年同期+13.7%）となりました。

■総務費

<財産管理費>

外出自粛の段階的な緩和を受けて徐々に公共施設の利用も増えてきたことから、来客用カウンターに必要となるアクリル板設置や消毒剤、非接触型体温計など感染防止対策費用に加え、夜間利用においては換気対策を講じる上で必要となる網戸設置（虫対策）等の費用をあわせ1千万円を計上し、「コロナと共に生きる生活」に対応してまいります。

<船津火災復興費>

合併後最大規模となった建物火災の復興に向けて、当該用地を購入し安全対策など周辺環境を保全することで周辺住民の安全安心を確保するほか、被災者が生活再建に向けた資金の確保ができるよう所要額2千4百万円を計上し、早急な再建に取り組んでまいります。

■民生費

<児童福祉総務費>

子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対して、1世帯あたり最低5万円の臨時特別給付金を支給するほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど収入の減少が生じた世帯には更にも上乗せをして支給いたします。これらの給付金と電算システム改修費など事務経費も合わせた1千3百万円について、国庫補助金を財源として計上しました。

■商工費

<商工振興費>

バスやタクシー事業者における感染対策費用も新たに支援するとともに、感染対策が不十分な市内店舗等への対策として、市が認定したコーディネーター監修による対策を講じた際には補助金限度額を引き上げるなどの施策に2千2百万円を計上し、更なる防止策に取り組みます。このほか、手続きが煩雑なことから国や県などへの補助金申請に消極的な事業者を支援するため、社会保険労務士による相談会を行うとともに、個別に社会保険労務士等に申請代行を依頼される事業者に対して、市がその一部を支援する制度に2百万円を計上しました。

<観光費>

3密を避けられないことから未だ需要の回復が見込めないバス旅行等について、適切な感染予防対策を講じたバス及び旅行であることを条件に、貸切バスを利用した旅行等に最大5万円補助するほか、貸切バスを利用して市内での宿泊や昼食などの旅行商品を企画実施した際に2万円を補助する制度に1千5百万円を計上し、市内バス事業者への支援を図ります。

■教育費

<公民館費>

コロナウイルス感染防止の観点からイベントや敬老会など地域活動の開催が見送られ、仕出しや酒小売業などへの影響も大変大きくなっています。そのため、地域集会施設等における感染防止対策の費用に加え、さらにその後の懇親会費用の一部も支援する制度を創設し、関連経費1千2百万円を計上することで、安全安心に地域コミュニティ活動を再開いただくとともに経済活動にも波及させてまいります。

■総括事項

今回の補正に必要な財源については、火災復興費に相当する経費は予備費での減額調整をした上で、確定した純繰越金をもって調整いたしました。今後は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付や普通交付税等もあわせて、9月補正予算にて全体を調整する予定としています。

予 算 総 括 表

(単位:千円)

会計	補正前予算額	(%) 構成比	補正予算額	(%) 構成比	補正後予算額	(%) 増減率	財源内訳			
							国県支出金	地方債	その他	一般財源
01 一般会計	21,264,413	71.30	73,952	100.00	21,338,365	0.35	13,260	0	0	60,692
特別会計合計	8,561,362		0		8,561,362		0	0	0	0
合 計	29,825,775		73,952		29,899,727		13,260	0	0	60,692

予 算 総 括 表

会計 一般会計

歳入

(単位:千円)

款	補正前予算額	(%) 構成比	補正予算額	(%) 構成比	補正後予算額	(%) 増減率	財源内訳			
							国県支出金	地方債	その他	一般財源
15 国庫支出金	3,976,287	18.70	13,260	17.93	3,989,547	0.33	13,260			0
20 繰越金	468,100	2.20	60,692	82.07	528,792	12.97				60,692
合 計	21,264,413		73,952		21,338,365		13,260	0	0	60,692

予 算 総 括 表

会計 一般会計

歳出

(単位:千円)

款	補正前予算額	(%) 構成比	補正予算額	(%) 構成比	補正後予算額	(%) 増減率	財源内訳			
							国県支出金	地方債	その他	一般財源
02 総務費	4,757,069	22.37	34,462	46.60	4,791,531	0.72				34,462
03 民生費	4,166,092	19.59	13,260	17.93	4,179,352	0.32	13,260			0
07 商工費	1,613,568	7.59	38,692	52.32	1,652,260	2.40				38,692
10 教育費	1,584,297	7.45	12,000	16.23	1,596,297	0.76				12,000
13 予備費	50,000	0.24	△24,462	△33.08	25,538	△48.92				△24,462
合 計	21,264,413		73,952		21,338,365		13,260	0	0	60,692

飛騨市新型コロナウイルス感染症緊急対策 (第7弾)

飛騨市では、新型コロナウイルス感染拡大により市民の生活や経済活動に様々な影響が生じていることから、市民や事業者の皆さんを応援するため、第7弾目となる緊急支援を取りまとめました。

1. 背景

全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者が減少していく中、国が示す「外出自粛の段階的緩和の目安」により、6月19日には県を跨ぐ移動や観光等が緩和されました。

しかし、市内での飲食・宿泊等の需要は少しずつ回復傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染のリスクがゼロになったわけではなく、市が実施している“安心安全宣言”事業者登録制度に登録されている飲食店等の割合は45%と低い状況です。加えて、未だ需要回復の兆しが見えないバス・タクシー、仕出し・宴会、酒小売などの事業者からは、今後の事業継続を不安視する声が上がっています。

雇用状況についても、パートの休業等による生活相談は長期化の様相を呈しており、更なる生活資金の支援が必要となるなど、影響は広く深く残っている状況です。

このことから、今回の緊急対策第7弾では、「コロナと共に生きる生活」を体現し、来るべき第2波に備えるため各事業者の感染対策を更にもう一段レベルアップする施策を展開し、感染者の発生状況を注視した上で、徐々に市内経済を前進させます。

あわせて、飛騨市総合政策指針にも掲げる「誰一人取り残さない」という考えのもと、生活資金支援の拡充を図りつつ緊急雇用対策を継続するとともに、これまで施策の手が届いていない取り残されている業種への支援を新たに追加するなど、総額約7,400万円、13点の追加施策を取りまとめました。

2. 概要

【ポイント】

- 来るべき第2波に対し予防措置に手を尽くしつつ、消費を取り戻し、経済を前進させる施策
- 事業者や市民を「誰一人取り残さない」支援
- **総額約7,400万円**の臨時補正予算措置

3. 支援・対策内容

I 新型コロナウイルス感染拡大防止体制の強化

① **【新規】市有施設の感染防止対策の強化** (予算：10,000千円)

市有施設の感染防止対策として、各施設にアクリル板や消毒液等を増設し、市民に安心して利用していただける環境を整備します。

② **【新規】地区有集会施設等の感染防止対策支援制度の創設**
(予算：9,000千円)

各地区での地域コミュニティ活動への不安が拡がりを見せていることから、**各地区有集会施設等が実施する飛沫感染防止対策等の費用について最大10万円を補助**し、安心して各地域での活動を再開できるよう支援します。

③ **【新規】新型コロナウイルス感染症対策の普及啓発の徹底**
(予算：ゼロ予算)

これまで、市が発出してきた感染症対策について、各団体が実施する会議等において感染症対策の必要性や対策の意味について普及啓発を行うとともに、マスク着用を徹底するための啓発ポスターを作成し、市民全体の感染防止対策意識の向上を図ります。



II 不屈の精神で立ち上がる事業者への支援

① **【拡充】バス・タクシーなど需要回復が見込めない業種への支援**
(予算：飛騨市商工業活性化包括支援事業20,000千円の内数)
(対策第6弾：既決予算)

需要回復が見込めない事業者への追加支援として、飛騨市新型コロナウイルス対応環境整備事業支援制度の支援対象に**タクシーやバス等の車両も追加し対象経費を全額(最大8万円)補助**することで、感染防止対策の更なる促進による需要喚起とあわせ、コミュニティ活動や飲食等の促進を図ります。

② **【新規】安心安全コーディネーターによる感染防止対策の促進**
(予算：1,500千円)

市の感染防止対策講習を受けた**事業者や個人を「安心安全コーディネーター」として認定し、市内店舗等へ正しい感染防止の知識普及と対策の促進**を図ります。なお、安心安全コーディネーターには、市内店舗等の感染対策監修等に対する手数料を支払います。

Ⅲ 市内需要喚起による事業者への支援

① 【新規】「コロナと共に生きる地域活動支援補助金」の創設 (予算：3,000千円)
各地区での地域コミュニティ活動の縮小による高齢者のひきこもり防止、また、仕出し・宴会事業者等への需要喚起のため、適切な感染防止対策を施した上で実施する <u>地域コミュニティ活動の費用について最大10万円を補助</u> し、安心して各地域での活動を再開できるよう支援します。
② 【新規】「飛騨市あんしんバス旅」応援事業の創設 (予算：15,000千円)
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、未だ需要回復が見込めない市内事業者への支援と、適切な感染対策を講じたバス旅行の利用促進を図るため、市民等が旅行等に利用する <u>バス1台につき最大5万円を支援</u> する制度を創設します。
③ 【改革】徹底した感染防止対策を実施した市内店舗等による販売促進等の支援 (予算：飛騨市商工業活性化包括支援事業20,000千円の内数) (対策第3弾：既決予算)
感染防止対策について「安心安全コーディネーター」の確認を受けた市内店舗等に対し、テイクアウトや出前等に関する消耗品の購入、看板や案内表示の製作、リーフレット・チラシ等の印刷や宣伝などの <u>販売促進に対し、最大20万円を補助</u> します。期間は令和2年8月3日から10月31日までです。

Ⅳ 急激な市民生活の変化に対する支援

① 【拡充】“返済免除付き”生活支援資金貸付制度の返済免除要件の大幅緩和 (予算：既決予算対応) (対策第2弾：2,200千円+対策第4弾：50,000千円)
収入減少により、家計に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金を無利子で貸し付ける制度について、真に生活に困っている市民が安心して借りられるよう、家賃や子どもの学費等の <u>固定支出にも配慮した返済免除要件の大幅緩和</u> を行います。
② 【新規】ひとり親世帯臨時特別給付金（国事業）への対応 (予算：13,260千円)
新型コロナウイルス感染症の拡大により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯では、収入減など生活に大きな影響を受けています。こうした所得が低いひとり親世帯への臨時特別給付事業として <u>1世帯あたり最低5万円の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給</u> します。

V 事業者等への強力な資金繰りの支援

① **【新規】**社会保険労務士への相談支援体制の整備 (予算：2,192千円)

市内事業者の雇用や労務管理等での課題解決、雇用調整助成金の申請支援など国・県の各種補助金の適切な活用につなげるため、**社会保険労務士による無料相談会の開催**と、**専門家への依頼に要した費用を最大10万円支援**する制度を新たに創設します。

② **【拡充】**飛騨市コロナウイルス対策特別融資制度の期間延長

(予算：既決予算対応)

(対策第3弾：既決予算+対策第6弾：200,000千円)

経営を圧迫されている個人・法人の経営安定や、新型コロナウイルス対策を踏まえた新たな事業にチャレンジする事業者の支援を目的に、利子（3年間）、信用保証料の全額を市が補給する特別融資を創設し、市、金融機関、商工団体が連携して対応します。

なお、**融資申込期限を令和2年9月30日まで延長して実施**します。

VI 離職・休業等に対応する緊急雇用対策

① **【拡充】**緊急市民雇用奨励金制度の期間延長 (予算：既決予算対応)

(対策第4弾：22,000千円)

コロナショックにより離職や休業を余儀なくされた方の働く場所を確保するため、市内事業者等が離職者等を臨時的に雇用された場合、1時間あたり880円の人件費を支援する制度の**雇用開始期間を令和2年9月30日まで延長**して実施します。

※ 本資料に記載した施策は、市内の影響や国や県の今後の動向により、開始時期の変更や期間の延長等を検討します

<担当課> 企画部 総合政策課 (担当) 土田 TEL: 0577-73-6558 (直通)

コロナに負けない元気な地域活動の支援

(予算額：12,000千円)

新型コロナウイルス感染症の脅威から、各地区での活動や敬老会などの開催見合わせを検討されるなど、地域活動への不安が拡がりを見せています。このことから、**各地区有集会施設等の感染防止対策費用を最大10万円支援**するとともに、こうした感染防止対策を施した上で実施する**地域活動費用も最大10万円支援**する制度を創設します。

① 地区有集会施設等の感染防止対策支援制度の創設（9,000千円）

地域活動を支えるため、各地区有集会施設等の感染防止対策費用の一部を支援します。

- 対象施設 ・地区が所有する施設で市が集会施設と認め、各地区で維持管理する施設
・指定管理を受けている地域コミュニティ施設
- 対象経費 施設における新型コロナウイルス感染防止対策を実施するために係る費用
(例) 飛沫感染防止アクリル板、自動手指消毒噴霧器（消毒液）、非接触型体温計等
- 補助率 **10/10（上限10万円）** ※申請は1回のみ
- 対象期間 令和2年7月14日（火）～令和2年10月30日（金）
- 申請方法 所定の申請書により**実施前に申請**してください。

（ただし、4月1日以降に既に購入されたものも遡及して対象とします。）

事業終了後は、請求書や領収書、購入備品の写真等が必要です。

② 「コロナと共に生きる地域活動支援補助金」の創設（3,000千円）

地域活動を促進するため、区や公民館が地域の方を対象とする事業費用の一部を支援します。

- 対象団体 行政区又は町内単位、地域公民館校下単位等、一定の地域活動の実績を持ち、事業を完遂できる見込みがあり、自ら経理する会計機能を有する団体
- 対象事業 次のすべてを満たす事業で事前申請により許可を得たもの。
 - (1) 上記①対象施設又は市有公民館、市有コミュニティ施設において、①の衛生環境整備を施した上で実施する地域住民間の親睦を促進する事業
 - (2) 対象団体が、広く地域住民を対象に行う地区の総会やスポーツレクの懇親会等の事業（飲食に係る費用も対象です。また、飲食を準備し持ち帰るだけの場合も対象です。）
 - (3) 代表者が認める事業

- 補助率 **1/2（上限10万円）** ※同一の申請団体名で上限額に達するまで
- 対象期間 令和2年7月14日（火）～令和3年3月31日（水）
- 申請方法 感染防止対策を確認するため、所定の申請書により**実施前に申請**してください。
事業終了後は、請求書や領収書、案内チラシ、参加者名簿と実施中の写真等が必要です。

【問合先】 飛騨市教育委員会事務局 生涯学習課 TEL：0577-73-7495

バス・タクシーなど需要回復が見込めない業種への支援

(予算：飛騨市商工業活性化包括支援事業20,000千円の内数)

需要回復が見込めない事業者への追加支援として、飛騨市新型コロナウイルス対応環境整備事業支援制度の支援対象に**タクシーやバス等の車両も追加し対象経費を全額（最大8万円）補助**することで、感染防止対策の更なる促進による需要喚起とあわせ、コミュニティ活動や飲食等の促進を図ります。

●事業の概要

飛騨市新型コロナウイルス対応環境整備事業支援制度の対象に、バス及びタクシー事業が実施する車両に対する感染防止対策を追加し支援します。

- 【対象者】 市内に本社又は営業所等を有するバス及びタクシー事業者
- 【対象経費】 所有する輸送車両に対する感染防止対策費用
(例) 仕切りパネル・シート、消毒液、マスク、空気清浄機、
非接触式体温計 等
- 【補助率】 バス 対象経費の10/10 (上限8万円) 1台あたり
タクシー 対象経費の10/10 (上限3万円) 1台あたり
- 【対象期間】 令和2年7月14日(火) ~ 令和2年8月31日(月)
- 【申請方法】 所定の申請書により**実施前に申請**してください。
(ただし、4月1日以降に既に購入されたものも遡及して対象とします。)



【問合せ先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901

安心安全コーディネーターによる感染防止対策の促進

(予算額：1,500千円)

市の感染防止対策講習を受けた**事業者や個人を「安心安全コーディネーター」として認定し、市内店舗等へ正しい感染防止の知識普及と対策の促進**を図ります。

●安心安全コーディネーターの認定

市の感染防止対策講習を受けた事業者や個人を安心安全コーディネーターとして認定し、市内店舗等に対し、感染防止対策に関する支援策等の情報提供やアドバイスを行っていただきます。

【対象者】 飛騨地域内に事業所又は住所を有する事業者及び個人であって、市の講習を受け感染防止を図るための設備や備品の製作又は設置に関するノウハウを有するもの

- 【手数料】 ① 安心安全コーディネーターの監修による感染防止対策を実施し、対象店舗が市の“安心安全宣言”事業者に登録された場合、1件当たり施工費用の10%（上限15,000円）を支給します。
- ② 市内店舗等が行う飛騨市新型コロナウイルス対応販売促進事業支援制度の交付申請にあたり感染対策の実施状況を確認していただいた場合、確認作業として1件当たり3,000円を支給します。

●市内店舗等へのインセンティブ

安心安全コーディネーターの監修等を受けた市内店舗等について、以下の補助事業のインセンティブを付与します。

（1）飛騨市新型コロナウイルス対応環境整備事業支援制度（補助上限額の引上げ）

【期間】 令和2年8月3日（月）～令和2年10月30日（金）

【拡大内容】（通常）補助率 対象経費の10/10（上限10万円）

申請回数 1回限り



（特例）補助率 対象経費の10/10（上限15万円）

申請回数 既に申請済みの方も申請可能とします

（2）飛騨市新型コロナウイルス対応販売促進事業支援制度（対象者限定復活）

【対象者】 市内に事業所を有する全ての商工業者及び飛騨市に住民登録を有する個人（大規模店舗、フランチャイズ店舗等は除く）

【補助対象】 看板や案内表示の製作費、リーフレット・チラシ等の印刷費・宣伝費、テイクアウトや出前等を始めるための消耗品費等

【補助額】 10/10 限度額20万円（2回目でもOK）

【期間】 令和2年8月3日（月）～令和2年10月30日（金）

【問合せ先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901（申請に関すること）

飛騨市役所 市民保健課 0577-73-2948（講習に関すること）

「飛騨市あんしんバス旅」応援事業の創設

(予算額：15,000千円)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、未だ需要回復が見込めない市内事業者への支援と、適切な感染対策を講じたバス旅行の利用促進を図るため、市民等が旅行等に利用する**バス1台につき最大5万円を支援**する制度を創設します。

● 制度の概要

1. 補助対象者

バス運行事業者及び旅行会社

2. 補助対象事業

- (1) 市内に本社を置くバス運行事業者の貸切バスを利用した旅行等*
- (2) 市内に本社または営業所を置くバス運行事業者の貸切バスを利用し、市内にて宿泊または昼食を利用した旅行等*

※ 宿泊または日帰りの募集型・受注型企画旅行、手配型旅行、バスの手配

3. 補助額

- (1) 上記(1)の場合、バス借上げ料の1/2を支援 (**バス1台につき上限5万円**)
- (2) 旅行会社が企画した11人以上の**旅行商品1企画につき2万円** ※(1)と併用可

4. 補助条件

新型コロナウイルス感染予防対策を講じたバス及び旅行であること

5. 対象旅行期間

令和2年7月14日(火)～令和3年3月31日(水)



例 (1) を適用した場合

- ① 加賀温泉旅行1泊2日に職場20人で大型バスを使って出かけるぞ！
大型バス1台 通常154,000円 → 支援により104,000円に！！ (最大5万円)
 - ② 近場の奥飛騨温泉郷へ友達12人でゆっくり温泉旅行へ行きたいな！
中型バス1台 通常77,000円 → 支援により38,500円に！！ (1/2支援)
- ※ 記載のバス料金はあくまでも例であり、移動距離や時間によって変動します。

● 申請方法

- バス運行事業者及び旅行会社より、旅程内容と適切なコロナ感染防止対策を記載した申請書を事前に市役所に提出していただきます。
 - ※ 市民の皆さんが本制度をご利用される場合は、バス運行事業者及び旅行会社に通常どおりの旅行依頼をしていただければ利用可能です。

— 詳細な手続き方法等は、近日中にホームページ等によりお知らせします —

【問合先】 飛騨市役所 観光課 0577-73-7463

“返済免除付き”生活支援資金貸付制度の返済免除要件 の大幅緩和

(予算額：既決予算対応)

収入減少により、家計に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金を無利子で貸し付ける制度について、真に生活に困っている市民が安心して借りられるよう、家賃や子どもの学費等の**固定支出にも配慮した返済免除要件の大幅緩和**を行います。

● 免除要件の大幅緩和

- 初回借入分に加え、**2回目の借入分も返済免除の対象**に追加します。
- 世帯の月の支出において、家賃・借入金返済・子どもの学費・別居親族への仕送りなどやむを得ない**固定支出がある場合は、その支出額を下記の免除基準額に加算**して返済免除判定を行います。

【免除要件】 当初借入日以降4か月目の世帯全体の収入月額が、次の**免除基準額**に満たない場合

【免除基準額】 世帯全体の収入月額が市民税非課税相当と市がみなして設定した以下の額
単身世帯：10万円、2人世帯：15万円、3人世帯：20万円、4人世帯：25万円
以降世帯員1名につき5万円加算

※ ただし、同一世帯で複数人借入している場合は、同世帯内で1名分の借入分のみが免除対象です。

例えば…

2人世帯で、本資金借入後4か月目の世帯収入月額が18万円で、毎月4万円の住宅ローン返済をしている場合

- 免除基準額15万円+住宅ローン4万円 = **19万円が免除基準額**
- **拡充免除基準額19万円 > 世帯収入月額18万円 ⇒ 返済免除!**

● 制度の概要

- 対象者 通常の平均的収入と比べて、直近の月額収入が2/3以下に減少した方
(同一世帯内で複数人の貸付も可)
- 貸し付け額 **最大30万円(一括可)を3ヶ月以内で貸付**
- 借入・返済 連帯保証人不要、無利子、償還期間5年以内
(初回借入日から1年以内据置)
- 貸付内容 返済免除有、2回まで借入可能、他制度(県貸付制度)との併用可能

【問合先】 飛騨市役所 地域包括ケア課 0577-73-6233

ひとり親世帯臨時特別給付金（国事業）への対応

（予算額：13,260千円）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯では、収入減など生活に大きな影響を受けています。こうした所得が低いひとり親世帯への臨時特別給付事業として **1世帯あたり最低5万円の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給**します。

● 制度の概要

1. 対象者

- (1) 基本給付
- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方（7月10日支給）
 - ② 公的年金給付等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等）を受けており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方（児童扶養手当にかかわる支給制限限度額を下回る方に限る）
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変するなど収入[※]が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
※お子様1人の場合でH30年中の収入が約365万円未満が基準（年金等も含めた額）
- (2) 追加給付 上記①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方

2. 支給額

- (1) 基本給付 1世帯5万円、第2子以降1人に付き3万円加算
（※給付見込人数 基本給付分 114世帯（第2子以降63名））
- (2) 追加給付 1世帯5万円

3. 支給月

- (1) 基本給付 8月～
- (2) 追加給付 10月～

4. 受付期限

- (1) 基本給付 令和2年9月30日（水）予定
- (2) 追加給付 令和3年2月26日（金）予定

● 申請方法

- (1) 基本給付 上記の1.対象者「基本給付」①の方は申請不要です。
①以外のひとり親世帯の方は申請が必要です。
- (2) 追加給付 対象となるひとり親世帯の方は申請が必要です。
- ※申請必要書類 前年の収入と令和2年2月以降にコロナウイルス感染症の影響によって収入が減っていることがわかる書類（給与明細・年金等振通知書・売上台帳など）

【問合せ先】 飛騨市役所 子育て応援課 0577-73-2458

社会保険労務士への相談支援体制の整備

(予算額：2,192千円)

市内事業者の雇用や労務管理等での課題解決、雇用調整助成金の申請支援など国・県の各種補助金の適切な活用につなげるため、**社会保険労務士による無料相談会の開催**と、**専門家への依頼に要した費用を最大10万円支援**する制度を新たに創設します。

● 飛騨市ビジネスサポートセンター 社会保険労務士による無料相談会の開催

飛騨市ビジネスサポートセンターにより、事業者が社員を守るための雇用や労務管理等での課題解決、国・県等の各種補助金等の適切な活用につなげるため、専門家である社会保険労務士による無料相談会を実施します。

- 実施日 毎週金曜日 13:00～16:30
- 会場 未定（古川地区と神岡地区で交互に実施予定）
- 相談料 無料
- 実施期間 令和2年8月7日（金）～令和2年12月18日（金）

● 社会保険労務士等相談費用補助制度の創設

市内事業者が、新型コロナウイルスに関連した相談・依頼を社会保険労務士等にした場合の費用の一部を補助する制度を新たに創設します。

- 補助対象 市内事業者
- 補助額 相談・依頼等に要した費用、**1回あたり上限5万円まで支援**
申請は2回までとし、**最大10万円を支援**
- 実施期間 令和2年8月3日（月）～令和3年3月31日（水）
- 申請方法 ハローワークへの提出書類の写し及び社会保険労務士への支払いがわかる領収書等の写しを添えて申請してください



【問合先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901